根室市いじめ防止基本方針

平成 2 8 年 2 月 根 室 市 根室市教育委員会 (平成 3 1 年 2 月改定) 次代を担う児童生徒たちが、未来に希望を持ち前進していくためには、 心身ともに健やかに成長できる環境が何よりも大切です。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害 し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、 生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある深刻な問題であ ることから、何より児童生徒の尊厳を保持しなければなりません。

また、いじめへの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の熟成度の指標であり、児童生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが影響を与えているという指摘もあります。

こうしたことから、全市民が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていくことが重要です。

国においては平成25年9月に、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体、学校等の責務を明らかにし、総合的かつ効果的に推進することを目的とした「いじめ防止対策推進法」が施行され、北海道においては、平成26年4月に「北海道いじめ防止等に関する条例」が施行され、同年8月には「北海道いじめ防止基本方針」が策定され、こうした国や道の取組み内容を踏まえ、根室市においても、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年2月に「根室市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた様々な取組を行ってまいりました。

この度、根室市では国及び道の基本方針の改訂されたことを踏まえ、 「根室市いじめ防止基本方針」を改訂することといたしました。

引き続き、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが 最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他 の関係者の連携の下、地域全体でいじめ問題を克服することを目指して まいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

根室市長 石 垣 雅 敏

第	31章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向・・・・・	$1 \sim 7$
	1 いじめの定義	
	2 いじめの防止等のための対策に関する基本理念	
	3 いじめの防止等に関する基本的考え方	
第	32章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・8	~ 20
1	教育委員会が実施すべき事項 ・・・・・・・・・・・・	• • 8
	(1) 基本方針の策定、点検、見直し	
	(2)いじめの防止等のための組織	
	(3)いじめの未然防止	
	(4) いじめの早期発見・早期対応	
	(5) いじめへの対処	
	(6)学校・家庭・地域・関係機関との連携	
	(7) 学校運営の改善の支援	
	2 学校が実施すべき事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1 0
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校に設置する組織等	
	(3)いじめの未然防止	
	(4) いじめの早期発見・早期対応	
	(5) いじめへの対処	
	(6)家庭・地域・関係機関との連携	
	(7) 学校運営の改善	
	3 家庭・地域の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1 7
	(1) 家庭の役割	
	(2) 地域の役割	
第	3章 重大事態への対処の方策 ・・・・・・・・・18	$\sim 2 1$
	1 重大事態への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2 1
	2 教育委員会又は学校による調査 ・・・・・・・・・・	• 2 1
	(1) 重大事態の報告	
	(2)調査主体	
	(3)調査を行う組織	
	(4) 事実関係を明確にするための調査の実施	

- (5) いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報の提供
- (6) 市長への報告
- (7) その他の留意事項
- 3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置・・・・21
- (1) 再調査
- (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」 という。)第2条の規定によることとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に 在籍している等当該児童生徒と**一定の人的関係**にある他の児童生徒が行 う心理的又は**物理的な影響**²を与える行為(インターネットを通じて行わ れるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の 苦痛を感じているものをいう。

- 1 一定の人的関係:学校・学級・部活動や塾・スポーツクラブ等、学校の内外を問わない仲間や集団 (グループ) などにおける、何らかの人的関係を指す。
- ² 物理的な影響:身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

本市においては、法第3条に定める基本理念を踏まえて、次により、いじめの 未然防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめへの対処等、いじめの防止等の ための対策に取り組むこととする。

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することのないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるよう、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることを目指す。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であると の認識に立ち、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、地域全体でい じめの問題を克服する。

【いじめの理解】

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものであることを理解する必要がある。

また、「いじめを受けた」・「いじめを行った」という二者関係だけでなく、 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題を理解して対応するとともに、「観衆」 としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふり をし、いじめを良しとはしないまでも止めることができなかった「傍観者」の存 在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにす ることが重要である。

【いじめの態様の具体例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり する
- 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(「いじる」行為や「ネットいじめ」の具体例)

- 周囲の受けを狙って自らの失敗を周囲に言い放し、それを周囲があげつ らって笑う。
- インターネットの掲示板や学校の裏サイト、SNS等への誹謗中傷の書き込みやLINE外し、動画サイトへの不適切な動画の投稿等

【いじめの対応の留意事項】

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え 方はあってはならない。
- 児童生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対

応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことの無いよう、いじめの 未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、 早期に解消する。

- 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかり持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を養う。
- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に状況把握することなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が 行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を伴っていない場合も、いじめと同様に対 応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であってもいじめに該当するため、事案を法第 22 条に基づいて設置する組織(以下「学校いじめ対策組織」という。)で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着 目し、いじめに該当するか否か判断するものとする。
- 日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には表れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「帰国子女や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる

児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本 大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児 童生徒(以下「被災児童生徒」という。)等学校として特に配慮が必要な児童 生徒については、日常的に当該生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※ 「いじめ」の中には、犯罪行為」として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない"いじめ"」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う"いじめ"」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

1 犯罪行為となった過去の事例

- ・傷害(刑法204条) 顔面を殴打し、あごの骨を折るケガを負わせる。
- ・暴行(刑法208条) 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
- ・窃盗(刑法235条) 教科書等の所持品を盗む。
- ・恐喝(刑法249条) 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

【いじめの未然防止】

いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった継続的な取組みを行う。

そのため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒が「いじめは決して許されない」ことを理解し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活作りも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

【いじめの早期発見・早期対応】

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、 児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは 大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われ たりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、 ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確 に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知 することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は定期的なアンケート調査や教育 相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制 を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

【いじめへの対処】

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされ

る児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、 理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能と するような体制整備が必要である。

【学校・家庭・地域・関係機関の連携】

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭の連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体などと学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度等を活用したりするなど、いじめの問題について地域と連携し協働する体制を構築したいじめ対策を推進することが必要である。

また、学校や教育委員会において児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、警察、児童相談所、法務局、法務局、医療機関等の関係機関との適切な連携適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の日常的な情報共有体制を構築しておくことが必要である。

【いじめの解消】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされる必要があります。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定することができるものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

学校は、いじめが解消するに至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 教育委員会が実施すべき事項

(1) 基本方針の策定、点検、見直し

本市におけるいじめの防止等のための基本的な方針を策定し、当該方針による取組みが、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを定期的に点検・検証し、必要に応じて内容の見直しや改善を図る。

(2) いじめ防止等のための組織

本市においては、法第14条第1項に定める「いじめ問題対策連絡協議会」の趣旨を踏まえ、条例設置による「根室市青少年問題協議会」(構成員:市青少年健全育成会議、市小・中学校、市PTA連合会、根室警察署、市役所、その他の関係者の代表)において、青少年の健全育成及びいじめ防止に関する関係機関の連携を図ることとする。

※ 根室市青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法

- 第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき 必要な重要事項を調査審議すること。
 - (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

※ いじめ専門部会

青少年問題協議会条例施行規則

- 第3条 協議会に次の専門部会を置く。
 - (3) いじめ対策専門部会、いじめ対策専門部会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携その他のいじめ防止対策の業務を行う。

(3) いじめの未然防止

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を 養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじ め、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動を充実させる。
- 学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がい じめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正 面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する 支援を行う。
- 設置する学校の児童生徒や保護者、教職員に対して、法や道条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び研修を行う。
- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の心情等を十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、 他の幼児と係る中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推 進する、また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

(4) いじめの早期発見・早期対応

- 児童生徒や保護者、教職員等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるため、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーや青少年相談員を配置するとともに、ホームページのいじめ相談室を開設する。
- いじめを早期に発見するため、各校の児童生徒に対する定期的な調査を実施 する。
- インターネットを通じて行われるいじめに対しては、北海道が行うネット・ パトロールなどを活用して、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・ 協力して適切な対応を行う。
- スクールカウンセラーの活動状況を保護者等に周知する等、スクールカウン セラーの活用を促進する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談などいじめの取組状況についての実態把握の取組状況について把握し教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携等

- 学校の児童生徒のいじめ防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切 に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関等の間の連携の強化や、その他 必要な体制の整備に努める。
- いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍しない場合であっても、いじめを 受けた児童生徒・保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する助 言を適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力を推進する。

(6) 学校運営の改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、教職員の働き方改革や事務機能の効率化といった学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

2 学校が実施すべき事項

学校は、法や国の基本方針、道及び市のいじめ防止基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校作りの取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては次のようなものがある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者 への支援につながる。

イ 学校の取組

学校においては、法第13条の規定により義務付けられている「学校いじめ防止基本方針」について、「国の基本方針や道、市の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定する。

- 学校は、学校いじめ防止方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処 の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内堅守など、いじめの防止等全体に 係る内容を盛り込む。その中核的な内容は次のとおり。
 - ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の 取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
 - ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化(「学校いじめ防止 プログラム」の策定等)
 - ・いじめの情報共有の手順及び情報提供すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、 どのように等)の明示
 - ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成(「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等)
 - ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の 検証及び組織的な対処方法の設定
 - ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
 - ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な 活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
 - ・加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題 を解決するための具体的な対応方針
 - ・「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの 取組
- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
 - ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
 - ・学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を 図る。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針の策定又は見直す際には、いじめの防止等に 関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地

域住民、関係機関等の参画を得て進める。

また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして、児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

- 学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載して配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針の内容を、必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

なお、年度途中の転入等には同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

(2) 学校に設置する組織等

ア 意義

「学校いじめ防止対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがある。

- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・心理や福祉の専門であるスクールカウンセラー、特別支援教育専門員、青少年相談員、人権擁護委員等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

イ 学校の取組

- 学校は次の事を踏まえ、「学校いじめ対策組織」を構成する。
 - ・自校の複数の教職員、心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者その他 の関係者により構成する
 - ・「自校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、 学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活指導に係る教職員等から、学 校の実情に応じて選定する。
 - ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
 - ・可能な限り、「心理や福祉に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー、特別支援教育専門員、青少年相談員、人権擁護委員等の参画を得る。
 - ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
 - ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ

対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ 防止プログラム等)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生 徒の代表、地域住民の参画を得てすすめる。
- 学校は、次の事を踏まえ「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。

また、「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付き共有して早期対応に繋げるため、管理職がリーダーシップを取って、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

- ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に 対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱 え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・ 相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職 員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担 するなど、機動的に運用できる体制
- 学校は「学校いじめ対策組織」の役割に次の事を位置付ける。
 - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり を行う役割
 - ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の 問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・いじめに係る情報(いじめが疑われる児童生徒の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係 児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握とい じめであるか否かの判断を行う役割
 - ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報 共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
 - ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応

方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ 防止プログラム等)の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム等)に 基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認 識される取組を行う役割
- ・被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

学校においては、いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組む。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさりせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

イ 学校の取組

学校においては、次の取組を進める。

- 学校は、職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童 生徒のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意 を払う。
- 学校は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに 児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づ くりを進める。
- 学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や 進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

- 学校は、児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 学校は、児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感 を高める取組を推進する。
- 学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史風土、伝統、 文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達段階に応じた道徳教育 の充実を図る。
- 学校は、児童生徒の発達段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を 育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活 動を推進する。
- 学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取 組を推進する。
- 学校は、児童生徒が主体的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、 児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- 学校は、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、 周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童 生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

(4) いじめの早期発見

学校においては、次の取組を進める。

- 学校は、いじめは大人が気付きにくい形で行われることが多いことを認識 し、些細な兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、早い段階から的 確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極 的に認知する。
- 日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員の信頼関係の構築等に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の 実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- 学校は、アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- 学校は、アンケート調査の実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必

ず実施する。

(5) その他

学校においては、次の取組を進める。

- 学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に 実施する。
- 学校は、プライバシーの保護やセキュリティの必要性の理解、情報の発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案の迅速かつ的確に対処する体制を整備する。
- 学校はいじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。
- 学校は、教職員がいじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を得るための具体的な方法を定める。
- 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱 え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通 すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然 とした態度で指導する。
- 学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。
- 学校は、いじめをやめさせる指導、再発の防止の取組を徹底する。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、 いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることができる環境を整備する。
- 学校は、教育委員会へいじめの問題について報告するとともに、関係資料 の保存に当たっては、文書管理規定の保存年限を厳守する。

3 家庭・地域の役割

(1) 家庭の役割

家庭は、児童生徒にとって心のよりどころであるとともに、その教育については第一義的な責任を有しているものであることを踏まえ、いじめの問題に対しては、家庭が次の役割を担い、推進することが望まれる。

- 児童生徒に対し、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があること や、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努め る。
- 児童生徒の生活の様子に変化や不安の兆候があった場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校や関係機関等に相談し、協力しながらその解消に努める。
- いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者は、学校と連携して、 適切な方法により問題の解決に努める。
- 児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう指導 するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないよう見守り、支え る。

(2) 地域の役割

児童生徒の成長には、家庭や学校だけでなく地域の存在が不可欠なものであることを踏まえ、いじめの問題に対しては、地域が次の役割を担い、推進することが望まれる。

- 児童生徒が地域において様々な機会を通じて望ましい人間関係を形成し、自 分の役割や存在を感じることができるよう、活動できる場所や機会を積極的に 提供する。
- 児童生徒の健やかな成長・発達のため、異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができるよう、地域の体制を整える。
- 児童生徒に発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊 ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むことができるよう、学校や家庭と連携した 取組みを進める。
- 児童生徒にいじめの疑いがある場合には、学校や保護者、関係機関に相談・連絡するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に協力する。

第3章 重大事態への対処の方策

1 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、道の基本方針や、本基本方針、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

【重大事態とは】

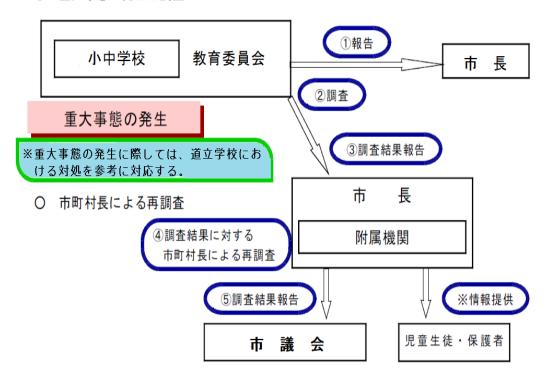
- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号関係)
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号関係)
 - ・相当の期間とは、年間30日を目安とする。
 - ・児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかか わらず迅速に調査に着手する。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて、市長に事態発生について 報告しなければならない。(法第30条関係)

〇 重大事態の発生と調査



(2)調査主体

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

- ・教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処 及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。
- ・学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

(3)調査を行う組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、速やかにその下に調査組織を設ける。教育委員会が調査を行う組織は、当事者である児童生徒と利害関係の無い、児童生徒の心理や福祉の知識を有する専門家など<u>で構</u>成する。

なお、調査を行う組織の設置にあたっては、北海道教育委員会の指導・助言を 受けるものとする。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(から)、誰から行われ、 どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係に どのような問題があったか、学校・教職員のがどのように対応したかなどの事 実関係を可能な限り明確にする。

○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒の話をていねいに聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者から、十分な聴き取り調査や質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになることで、被害児童生徒、情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。

また、いじめを受けた児童生徒には、スクールカウンセラー、青少年教育 相談員などを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

- いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合
 - 何らかの事情により、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、その保護者から要望、意見を十分に聴取の上、迅速に協議し、適切な方法で調査を実施する。
- 情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者等に対して、事 実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかにな った事実関係について、適時・適切な方法で説明を行う。
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
- 学校や教育委員会は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 図②の調査は、事実関係を明確にするために行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。

(5) 市長への報告

調査結果は、教育委員会から市長に報告する。なお、(5)の説明を踏まえた上で、いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、その所見をま

とめた文書の提出を受け、報告に添えて、市長に提出する。

(6) その他の留意事項

- 事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童生徒に対する出席停止(根室 市立学校管理規則)や、いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合に は、就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的対応の検討も必要である。ま た、事案によっては、警察等の関係機関と連携して対処する。
- 教育委員会・学校は、児童生徒や保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及び個人のプライバシーへの配慮に留意する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- 2の(5)の報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成された調査組織を設置し、再調査を行う。(法第30条第2項関係)
- 市長は、再調査について、教育委員会・学校による調査と同様に、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、調査の進捗状況等や調査結果について、適時・適切な方法で説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長は、再調査を行ったときは、個々の事案の内容に応じ、個人のプライ バシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。(法第30 条第3項関係)
- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。